

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年12月7日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区新BOP学童クラブの運営時間延長モデル事業に関わる調査分析委託

#### (2) 業務内容

世田谷区では、子どもの成長と自立に向けた経験の大切さ、子どもが一人で帰宅できる時間及び子どもが長時間学校で過ごすことの是非を踏まえ、新BOP学童クラブの運営時間を午後6時15分までとしてきた。現在、保護者の多様な働き方が広がる中で、保護者の帰宅時間が遅くなることへの対応が求められている。一方で、小学校就学後からすぐに子どもだけで帰宅し、一人で過ごすことになることへの対応が求められている。

そこで、平成31年度（2019年度）から平成32年度（2020年度）までの2年間、運営時間の延長の効果や適切な手法を検討する新BOP学童クラブの運営時間延長モデル事業を実施し、それに伴う、子ども、保護者、従事者及び民間学童クラブへの影響について分析すると共に、今後の展開や方向性について検証・検討を行う。

そのため、国または地方公共団体において同種または類似業務に携わった実績を有し、専門的な見地から分析し検証・検討の支援する業務の委託を行うものである。

#### (3) 履行期間

平成31年（2019年度）4月1日（予定）から平成32年（2020年）3月31日

※当該事業の予算配当があることを契約締結の条件とする。

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税及び市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 過去5年間（平成26年度から平成30年度）に国または地方公共団体において同種または類似業務に携わった実績を有すること。  
「同種業務」：国又は地方公共団体から受託した放課後児童健全育成事業に関する調査分析業務等  
「類似業務」：国又は地方公共団体から受託した児童福祉に関する調査分析業務等
- (6) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得(取得申請中を含む)していること。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 業務実績

同種業務・類似業務の受注実績内容

#### (2) 実施体制

配置人材、業務責任者等の実績、区との連絡体制等

#### (3) 業務理解

業務内容の理解度

#### (4) 「分析結果報告書」「実施状況まとめ」「中間まとめ」作成に関する情報収集・調査分析能力、業務履行の信頼度

#### (5) 提案内容

プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

#### (6) 価格

見積り金額の妥当性

### 5 手続き等

#### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2 1 番 2 7 号（世田谷区役所第2庁舎2階 20番窓口）  
世田谷区子ども・若者部児童課

電話：03（5432）2583 ファクシミリ：03（5432）3016

E-mail：[SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年12月7日（金）～平成30年12月21日（金）午後5時まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧 / 方法：区ホームページからのダウンロードによる

[世田谷区トップページ](#)→[こんな時には](#)→[事業者向け](#)→[お知らせ](#)

又は [世田谷区トップページ](#)→[子ども・教育](#)→[子ども・青少年・若者支援](#)  
→[放課後の子どもの居場所（新BOP）](#)

#### (3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成30年12月21日（金）午後5時まで（必着）

場所：上記（1）担当部課に同じ / 方法：直接持参または郵送（締切日必着。書留郵便に限る。）

#### (4) 質問書の提出期限及び方法

期限：平成31年1月8日（火）午後3時まで（必着）

方法：上記（1）担当部課あて電子メールによる

#### (5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成31年1月25日（金）午後3時まで（必着）

場所：上記（1）担当部課に同じ / 方法：持参に限る

(6) プレゼンテーションの実施について

提案書の審査によって上位4者程度を対象にしてプレゼンテーションを実施する。

実施日時、実施場所等については、上記対象者に対し、第一次審査結果通知とともに通知する。

6 スケジュール

平成30年12月 7日 (金)	手続き開始の公告
12月21日 (金)	参加表明書の提出期限 (午後5時まで【必着】)
12月26日 (水)	招請通知の発送 (予定)
平成31年 1月 8日 (火)	質問の受付締切日 (午後3時まで【必着】)
1月11日 (金) まで	質問回答 (予定)
1月25日 (金)	提案書の提出期限 (午後3時まで【必着】)
2月上旬	第一次審査 (提案書審査) (予定)
2月中旬	第一次審査結果通知の発送 (予定)
2月8日 (金)	第二次審査 (プレゼンテーション)
2月下旬	業者決定通知の発送

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨【日本語及び日本国通貨に限る】
- (2) 契約保証金【免除】
- (3) 契約書作成の要【要】
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記5(1)の窓口と同じ
- (6) 契約等について
  - ・区と詳細な仕様内容について、協議を行ったうえで契約を締結する。
  - ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成、提出等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (8) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には失格とする。
- (10) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
  - ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
  - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (11) 詳細は、プロポーザル実施説明書による。